

教育民生常任委員会 所管事務調査資料

行政による学校問題解決のための
支援体制の構築に関する事業について

令和8年1月19日
教 育 委 員 会

目次

1 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業 （令和6・7年度文部科学省モデル事業）について	
(1) 現状・課題	P 1
(2) 事業内容	P 1
2 本市の事業実施の背景や取組内容	
(1) 事業実施の背景	P 1
(2) 取組概要	P 2
(3) 令和7年度に確立した相談体制	P 3
(4) 実績	P 5
(5) 効果	P 5
(6) 予算について	P 6
(7) 今後について	P 6

1 行政による学校問題解決のための支援体制の構築に関する事業（令和6・7年度文部科学省モデル事業）について（文部科学省ホームページより抜粋）

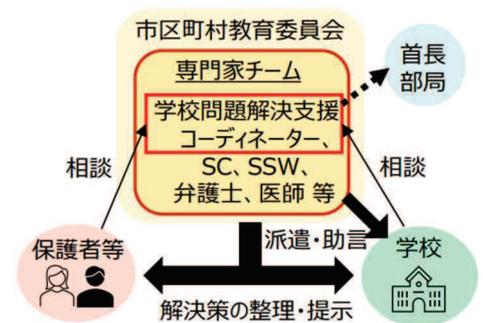
（1）現状・課題

- ・ 社会環境が多様化、複雑化する中で、保護者や地域からの過剰な苦情や不当な要求など、学校だけでは解決が難しい事案について学校運営上の大きな課題との認識が強まっており、経験豊かな学校管理職 OB 等の活用も含め、様々な専門家と連携した行政による支援が必要。
- ・ 分野横断的な問題については、福祉等の首長部局との連携により、共に解決に当たる仕組みが必要。

学校問題解決支援コーディネーターを中心に、様々な専門家が参画する体制を整備。学校のみによる対応とせず、行政による学校問題解決のための支援体制の構築を目指す。

（2）事業内容

- ・ 市区町村教育委員会等に、学校管理職 OB 等による学校問題解決支援コーディネーターを配置。学校や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、申し立てに応じ、両者から事情を必要に応じて聴取し、専門家の意見も聞きながら、事案ごとに解決策を整理・提示する。
- ・ 適切な専門家を学校に派遣し、専門的な立場から解決に向けた助言を行う。



※ 市区町村教育委員会に委託した場合のイメージ

2 本市の事業実施の背景や取組内容

（1）事業実施の背景

本市では、様々な問題を学校で抱え込むことなく、関係機関や専門家と連携し、問題解決や児童生徒の支援を図る「チーム学校推進事業」等により、学校だけでは解決が難しい事案について、弁護士等が指導、助言を行ってきた。

学校における丁寧な対応により、多くの事案が解決に至る一方、学校と児童・生徒（保護者）間の紛争が長期化し最終的な解決に至らない事案も発生している。

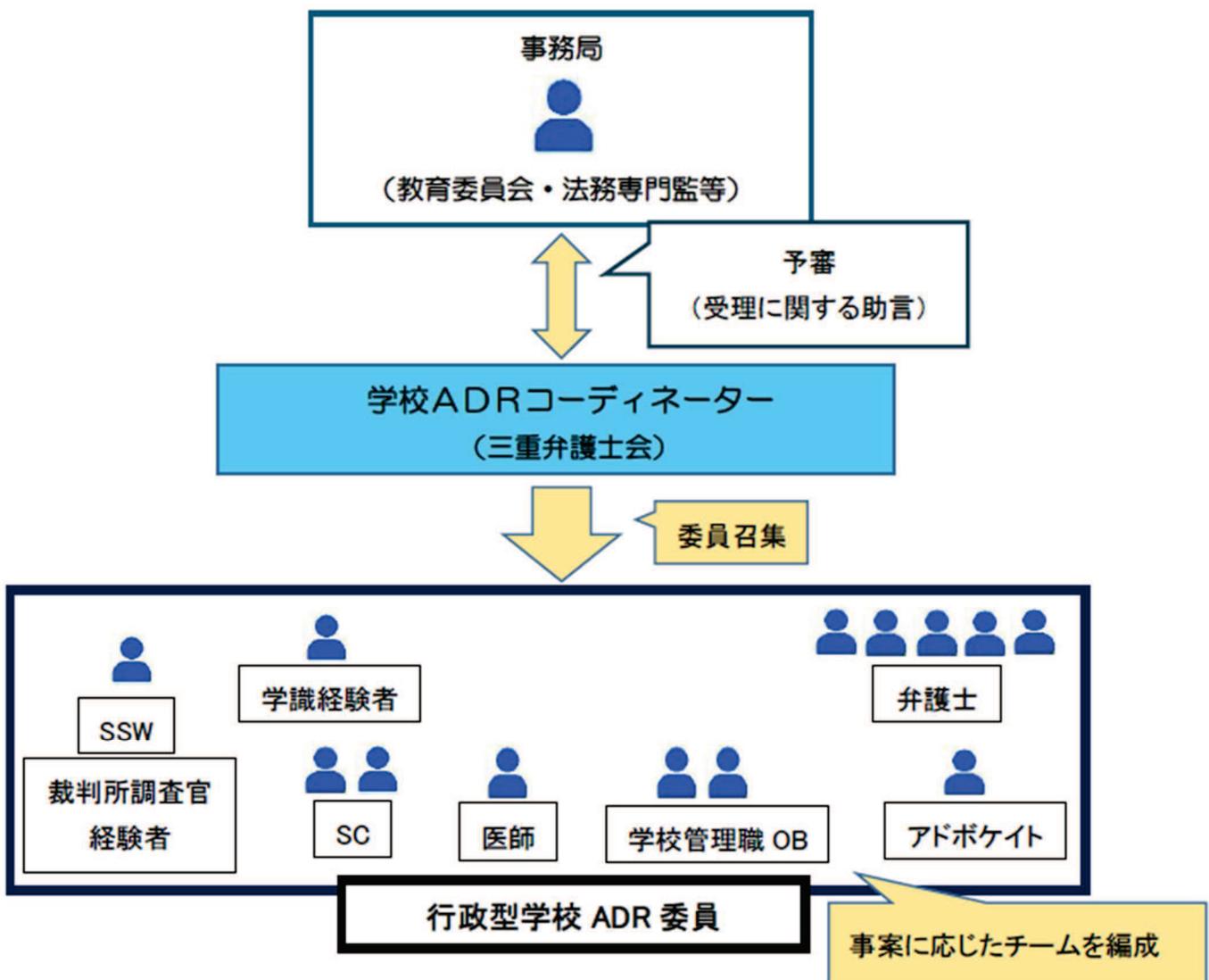
これにより、教職員の心身への負担や学校運営への影響が生じていることから、保護者や学校からは、教育委員会だけでなく弁護士の直接介入を求める声が上がっていた。

こうした状況を受けて、解決困難事案に対応するための体制構築の一環として行政型学校 ADR（裁判外紛争解決）を導入した。

(2) 取組概要

相談窓口や教育委員会に寄せられる、学校だけでは解決が困難な事案のうち、学校ADRコーディネーター（三重弁護士会）が特に重大な事案の選別を行う。選別された事案については、様々な種類の専門家により構成された学校ADR委員会において、聞き取り等の調査や専門家会議を通じて争点の整理、調停案を作成するなどの方法により、事案解決に向けた支援を行う。

学校ADRの流れ

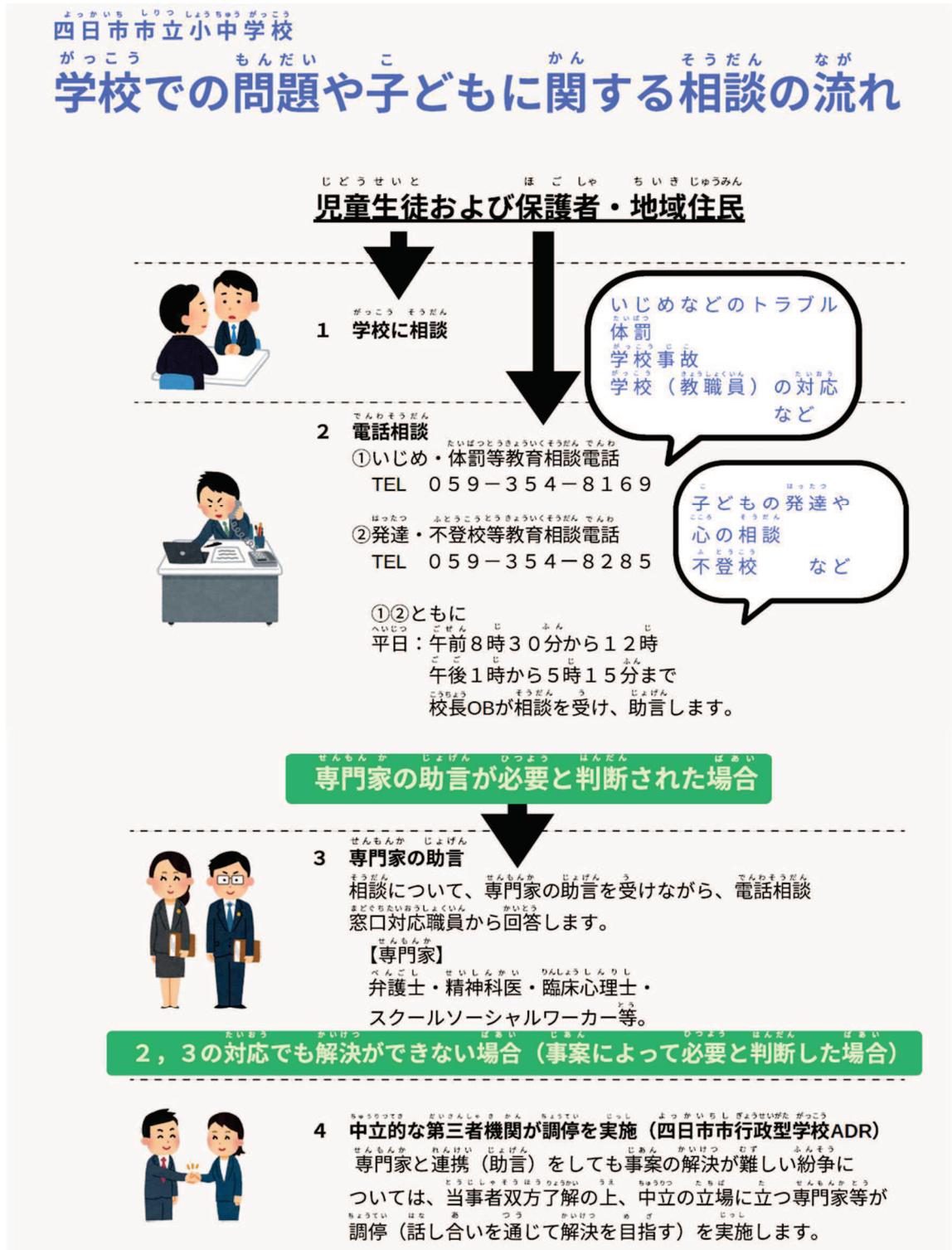


(3) 令和7年度に確立した相談体制

今年度は、相談窓口から学校ADRにつながるフローを整理・確立し、相談窓口の周知を実施した。

① 相談フロー

保護者が気軽に相談窓口を利用できるように、窓口では「誰が」「どのような悩みに」「どこまで対応できるのか」をフロー図で示している。



② 相談窓口の周知

令和7年9月に、市立小中学校に通う全児童生徒の保護者に、学校保護者連絡アプリを用いて、下のチラシを配信し、相談窓口の周知を実施した。

よっ かい ち しり つ しょう ちゅう がっ こう かよ しょう ちゅう がく せい ほ ご しゃ たい しょう
四日市市立小・中学校に通う小・中学生および保護者対象

そう だん まど ぐち あん ない
相談窓口のご案内

あん しん がっ こう まな
～安心して学校で学ぶために～

がっ こう
学校でこんな
トラブルが
あったんだけど…

はったつ ふとう こう
発達や不登校に
ついて相談したい

がっ こう そう だん
学校に相談してもスッキリしない…、学校には相談しにくい…、
どこに相談してよいのかわからない…

そんなとき、ご相談ください

そう だん ない よう
相談内容

①いじめ 体罰 学校（教職員）の対応・指導
②発達のこと 不登校 心の相談など

①いじめ・体罰等教育相談
059-354-8169

②発達・不登校等教育相談
059-354-8285

そう だん いん
相談員

けい けん ほう ふ もと こう ちょう どう そう だん ない よう べん ご し
経験豊富な元校長等が相談にのります。内容によっては、弁護士や
りん し ょ う し ん り し どう せん もん かく じょ げん かい どう
臨床心理士等の専門家の助言を受けたいで回答します。

き が る そう だん
お気軽にご相談ください

よっ かい ち し き ょ う い く い いん かい
四日市市教育委員会

(4) 実績

① 相談件数

令和6年度 199件（うち予審6件→学校ADR受理1件）

令和7年度 267件（うち予審9件→学校ADR受理2件）（12月10日現在）

② 令和7年度の概要

ア 相談者の内訳

保護者241件 児童・生徒5件 学校・教職員9件 その他12件

イ 主な相談内容（令和7年12月10日現在）

※1件あたりの相談が複数の内容にまたがることもあるため相談件数の総数と一致しない

相談内容	件数
学校・教職員の対応・言動に起因する学校・教職員への苦情・要求・要望／それらに対する対応の相談	88
学校・教職員の対応・言動に起因しない学校・教職員への苦情・要求・要望／それらに対する対応の相談	10
いじめ・生徒間トラブルに関する相談	51
不登校に関する相談	91
体罰に関する相談	0
学校事故に関する相談	0
保護者間のトラブルに関する相談	8
児童・生徒の非行に関する相談	8
児童・生徒の家庭に関する相談	5
児童・生徒の発達特性に関する相談	59
上記のいずれにも当てはまらない相談	44

(5) 効果

- ・学校問題解決支援コーディネーターは、保護者等からの幅広い電話相談を受けるだけでなく、指導主事に同行しアウトリーチ型の助言も行った結果、多くの課題解決につながった。
- ・解決が難しい事案のうち、学校ADRとして取り扱った事案については円満に合意へ進めることができ、児童・生徒の学習環境の確保につながることができた。
- ・児童・生徒、保護者は、第三者的な立場の人に相談ができたことで安心感が得られた。
- ・被申立人である学校は面談や電話等保護者対応の時間が激減し、負担の軽減につながった。
- ・学校ADRにおいて、専門家が調停に入ったことにより、これまで学校が把握していなかった児童・生徒の情報について、学校が保護者や関係機関と共有することで、その後の支援や対応にいかすことができた。

(6) 予算について

令和6年度 当初予算 315万円 (国の補助率 10/10)

令和7年度 当初予算 315万円 (国の補助率 10/10)

(7) 今後について

- ・ 保護者からの相談には法的専門性、心理的に関する専門性が求められる事案が多いことが分かってきたため、より円滑に法的・心理的観点から助言できる体制の整備を検討する。
- ・ 来年度も国のモデル事業に応募するとともに、学校 ADR の有効活用について広く啓発する。